- 第三十四条 自動車(二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車並びに小型特殊自動車(長さ四・七メートル以下、幅一・七メートル以下、高さ二・○メートル以下、かつ、最高速度十五キロメートル毎時以下の小型特殊自動車に限る。以下第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第四十四条第二項第四号において同じ。)を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし、幅○・八メートル以下の自動車にあつては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。
- 2 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、 かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示 で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で 定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

- 第45条 車幅灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第34条第2項の告示で定める基 準は、別添 58「車幅灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行 う場合以外の場合にあっては別添 58「車幅灯の技術基準」4.1.1.1.の規定中「適合する こと。」とあるのは「適合すること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表1の 配光表の最小光度要件の 80 %値、最大光度については表1の配光表の最大光度要件の 120 %値まであればよい。」と、4.1.2.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合す ること。ただし、当該車幅灯の最小光度については表2の配光表の最小光度要件の80 %値、最大光度については表2の配光表の最大光度要件の 120 %値まであればよい。」 と読み替え、法第 75 条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっ ては別添 58「車幅灯の技術基準」の 2.7、2.8、3.4.から 3.6、5.1.括弧書、5.2、別紙 1 ただし書及び別紙2の1.2.1.後段の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2. の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車 に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、 車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火 器の特性軸をいう。」と、3.9.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用す る場合にあっては IEC 規格 60061 に定められた形状、定格電球を使用する場合にあっ ては JIS 規格 C7709 に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場 合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電 球の受金形状は、IEC 規格 60061 に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形 状データシートを適用する。」と、5.1.及び別紙2の 2.2.の規定中「標準電球又は定格電 球」とあるのは「標準電球」と、6. の規定中「白色又は橙色」とあるのは「白色」と、 それぞれ読み替えるものとする。
- 2 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 34 条第 3 項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第 48 号第 5 改訂版 5.及び 6. (6.19. を除く。) の技術的な要件に定める基準とする。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2011.10.28】〈第一節〉第 45 条(車幅灯)

- 第 123 条 車幅灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 34 条第 2 項の告示で定める 基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部の取扱いは、 別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。
  - 一 車幅灯は、夜間にその前方 300m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 5 W 以上で照明部の大きさが 15cm<sup>2</sup> 以上(平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車に備える車幅灯にあっては、光源が 5 W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 15cm<sup>2</sup> 以上)であり、かつ、その機能が正常な車幅灯は、この基準に適合するものとする。
  - 二 車幅灯の灯光の色は、白色であること。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの及び二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあっては、橙色であってもよい。
  - 三 車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15°の平面及び下方 15°の平面並びに車幅灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向 45°の平面及び車幅灯の外側方向 80°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
  - 四 車幅灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる車幅灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準 に適合するものとする。
  - 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯
  - 二 法第 75 条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車幅灯又はこれに準ずる 性能を有する車幅灯
- 3 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 34 条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章 第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。
  - 一 車幅灯の数は、2個又は4個であること。ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。
  - 二 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2.1m 以下、下縁の高さが地上 0.35m 以上となるように取り付けられていること。
  - 三 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える 車幅灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

- 四 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内(被牽引自動車にあっては、150mm 以内)となるように取り付けられていること。
- 五 前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。
- 六 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、 最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点 灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあ っては、この限りでない。
- 七 第 120 条第 6 項第 4 号括弧書の自動車及び第 121 条第 3 項第 4 号括弧書の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。
- 八 車幅灯は、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。ただし、駐車灯と兼用の車幅灯及び駐車灯と 兼用の尾灯並びに車幅灯、尾灯及び側方灯と兼用の駐車灯を備える場合は、この限り でない。
- 九 車幅灯は、点滅するものでないこと。
- 十 車幅灯の直射光又は反射光は、当該車幅灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- 十一 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の側方に備える車幅灯(橙色のものに限る。)は、方向指示器又は非常点滅表示灯とさせている場合においては、第7号から第9号までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両端のものが消灯する構造であること。
- 十二 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項(大型特 殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、同項第3号 に係る部分を除く。) に掲げる性能(車幅灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満 となるように取り付けられている場合にあっては同項第3号の基準中「下方 15°」 とあるのは「下方5°」とし、被牽引自動車に取り付けられている場合にあっては同 項第3号の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」とし、専ら乗用の 用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそり を有する軽自動車並びに被牽自動車を除く。以下この号において同じ。) であって乗 車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び被牽 引自動車を除く。以下この号において同じ。)であって車両総重量 3.5t 以下のものの 前部に取り付けられている側方灯が同号に規定する性能を補完する性能を有する場合 にあっては同号の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら 乗用の用に供する自動車であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に 供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のものの照明部の下縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸を含む水平 面より下方に限り同号の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とす る。)を損なわないように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、同項

第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- 4 次に掲げる車幅灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に 適合するものとする。
  - 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられ た車幅灯
  - 二 法第 75 条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置 について装置の指定を受けた自動車に備える車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一 の位置に備えられた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯

- 第 201 条 車幅灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 34 条第 2 項の告示で定める 基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部の取扱いは、 別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。
  - 一 車幅灯は、夜間にその前方 300m の距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が 5 W 以上で照明部の大きさが 15cm<sup>2</sup> 以上(平成 18 年 1 月 1 日以降に製作された自動車に備える車幅灯にあっては、光源が 5 W 以上 30W 以下で照明部の大きさが 15cm<sup>2</sup> 以上)であり、かつ、その機能が正常な車幅灯は、この基準に適合するものとする。
  - 二 車幅灯の灯光の色は、白色であること。ただし、方向指示器、非常点滅表示灯又は 側方灯と構造上一体となっているもの又は兼用のもの及び二輪自動車、側車付二輪自 動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあっては、橙色であっ てもよい。
  - 三 車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15°の平面及び下方 15°の平面並びに車幅灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向 45°の平面及び車幅灯の外側方向 80°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
  - 四 車幅灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
- 2 次に掲げる車幅灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準 に適合するものとする。
  - 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車幅灯
  - 二 法第 75 条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた車幅灯又はこれに準ずる 性能を有する車幅灯
- 3 車幅灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 34 条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法(第2章 第2節及び同章第3節関係)」によるものとする。
  - 一 車幅灯の数は、2個又は4個であること。ただし、幅 0.8m 以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。
  - 二 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上 2.1m 以下、下縁の高さが地上 0.35m 以上となるように取り付けられていること。
  - 三 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える 車幅灯は、その照明部の中心が地上2m以下となるように取り付けられていること。

- 四 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内(被牽引自動車にあっては、150mm 以内)となるように取り付けられていること。
- 五 前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面が左右対称でない自動車に備える車幅灯にあっては、この限りでない。
- 六 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、 最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点 灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあ っては、この限りでない。
- 七 第 198 条第 6 項第 4 号括弧書の自動車及び第 199 条第 3 項第 4 号括弧書の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。
- 八 車幅灯は、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、側方灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。ただし、駐車灯と兼用の車幅灯及び駐車灯と 兼用の尾灯並びに車幅灯、尾灯及び側方灯と兼用の駐車灯を備える場合は、この限り でない。
- 九 車幅灯は、点滅するものでないこと。
- 十 車幅灯の直射光又は反射光は、当該車幅灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
- 十一 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の側方に備える車幅灯(橙色のものに限る。)は、方向指示器又は非常点滅表示灯とさせている場合においては、第7号から第9号までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両端のものが消灯する構造であること。
- 十二 車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項(大型特 殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、同項第3号 に係る部分を除く。) に掲げる性能(車幅灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未満 となるように取り付けられている場合にあっては同項第3号の基準中「下方 15°」 とあるのは「下方5°」とし、被牽引自動車に取り付けられている場合にあっては同 項第3号の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」とし、専ら乗用の 用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそり を有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この号において同じ。) であって 乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽 引自動車を除く。以下この号において同じ。)であって車両総重量 3.5t 以下のものの 前部に取り付けられている側方灯が同号に規定する性能を補完する性能を有する場合 にあっては同号の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とし、専ら 乗用の用に供する自動車であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に 供する自動車であって車両総重量 3.5t 以下のものの照明部の下縁の高さが地上 0.75m 未満となるように取り付けられている場合にあっては当該車幅灯の基準軸を含む水平 面より下方に限り同号の基準中「内側方向 45°」とあるのは「内側方向 20°」とす る。)を損なわないように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、同項

第3号に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- 4 次に掲げる車幅灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に 適合するものとする。
  - 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられ た車幅灯
  - 二 法第 75 条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置 について装置の指定を受けた自動車に備える車幅灯と同一の構造を有し、かつ、同一 の位置に備えられた車幅灯又はこれに準ずる性能を有する車幅灯